

苅田町長 様

## 空き家バンク登録申請書

私は、所有している物件の取引において、苅田町空き家バンクを利用したいので、苅田町空き家バンク実施規程第5条第2項の規定により申請します。

また、同意事項について同意のうえ、誓約事項を遵守することを誓約します。

## 1. 申請者

住 所	
氏 名	
所有者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他（続柄： ）
連 絡 先	— —

## 2. 申請する物件の内容

物件の名義人	
物件の所在地	苅田町
建物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> その他（ 造）
建物の階数	<input type="checkbox"/> 平屋建 <input type="checkbox"/> 2階建 <input type="checkbox"/> 3階建て <input type="checkbox"/> その他（ 階建）
建築時期	頃 ・ 不明
添付書類	<input type="checkbox"/> 外観写真 <input type="checkbox"/> 間取り図 <input type="checkbox"/> 土地・建物の登記事項証明書

3. 同意事項（ 同意します ※に✓印を記入してください）

- （1）空き家登録要件の確認のため、関係機関に調査・照会すること。
- （2）上記申請に関する情報は、町と空き家バンクに関する協定を締結した団体及び登録事業者提供されること。
- （3）登録事業者との間で空き家に関する取引条件等の協議が整ったときは、媒介契約を締結すること。
- （4）空き家バンクに空き家が登録された場合は、苅田町及び登録事業者によって、当該物件情報の一部（所在地、写真等）が一般に公開されること。

4. 誓約事項（ 誓約します ※に✓印を記入してください）

- （1）町税・上下水道料金等の滞納がないこと。
- （2）暴力団員又はその関係者等でないこと。
- （3）町に提出する書類の記載内容に虚偽がないこと。また、記載内容に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出ること。

※裏面の注意事項もご確認ください。

**【注意事項】**

- ・現時点で、宅建業者と媒介契約が締結されている空き家は登録できません。
- ※ 苧田町空き家バンクに事業者登録されている宅建業者との媒介契約の場合は登録できません。
- ・物件の老朽化や登記上権利関係が明確でない等、物件の流通が困難と判断した場合は登録をお断りする場合があります。
- ・所有者以外の方が申請をする場合は、所有者の委任状を添付してください。
- ・苧田町では、申請により提供された情報を空き家バンク以外の目的に利用しません。
- ・苧田町は、情報の提供や必要な連絡調整等を行います。が、物件に関する交渉・契約等に関しては、一切これに関与しません。
- ・物件に係る取引が成立したときは、宅地建物取引業法第 46 条第 1 項の規定により、その媒介に関する報酬として、媒介事業者に対する仲介手数料の支払いが発生します。